

生駒市条例第 8 号

生駒市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

生駒市コミュニティセンター条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条から第 21 条までを削り、第 22 条を第 17 条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の生駒市コミュニティセンター条例の規定により指定管理者が行った許可で同日以後の使用に係るものは、改正後の生駒市コミュニティセンター条例の規定により生駒市教育委員会が行った許可とみなす。